

## チャペル ザ・シアター サルヴェペット同伴細則

チャペルおよびガーデン（以下「本物件」とする）におけるペット同伴利用者（以下「サルヴェゲスト」とする）が、本物件並びにコパン各務原においてペット同伴にて利用することにおいて、所有者（以下「コパンオーナー」とする）、占有者（以下「管理会社」とする）とサルヴェゲスト並びに他の利用者との共同の利益を確保し、良好な環境を保持するために、チャペル ザ シアター・サルヴェ ペット同伴細則（以下「本細則」とする）を定める。

### 第一条（目的）

本細則はサルヴェゲスト及びコパンオーナー、管理会社並びに他の利用者との間におけるペット同伴にて利用することについての合意を前提に、必要な事項を以下に定めると共に、動物愛護についての理解を深めることを目的とする。

### 第二条（サルヴェゲストの心構え）

サルヴェゲストは次のことを常に心掛けなければならない。

- ①他のサルヴェ利用者及びコパン各務原利用者の立場を尊重し、快適な環境の維持向上を図ること。
- ②ペットの本能・習性等を理解すると共に、その管理者としての責任を自覚し、ペットを適正に管理すること。

### 第三条（利用可能なペットの種類および頭数）

サルヴェゲストに許可するペットは動物行動学・動物の習性並びに輸送に関するストレス等の観点から犬のみに限るが、犬においても本条以下の条件をすべて満たすものに限る。

- ①2週間以上、1年以内に予防注射など法定の必要事項（狂犬病予防法等）を満たしている犬。
- ②ウィルス性感染症を予防する為のワクチン注射を獣医学的に適切なサイクル（一年に一回）で接種している犬。
- ③社団法人ジャパンケネルクラブ（JKC）により公認されている犬種およびその雑種は原則として利用は可能とする。ただし、闘犬を目的とする犬や一般通念（既成概念）で恐怖心・嫌悪感を与える犬の利用はできないものとする。その他、条件付制限を設けている犬種については別途協議する。
- ④ノミ・ダニ等の外部寄生虫が寄生していない犬。
- ⑤回虫・条虫等の内部寄生虫が寄生していない犬。
- ⑥人畜共通伝染病に感染の恐れのない犬。
- ⑦生後4ヶ月以上の犬。
- ⑧生理開始日から4週間以上経過した犬。
- ⑨家庭犬として他の利用者に迷惑をかけない最低限度の「しつけ」（無駄吠え・排泄など）が行われている犬
- ⑩前各項の範囲内においても、他人に生活上支障又は危害を与える犬や、前各項以外の条件が判明した場合については管理会社の判断により本物件の利用をお断りすることとする。

### 第四条（サルヴェゲストの遵守事項）

サルヴェゲストは、次に掲げる事項を守り、犬を適正に管理しなければならない。

- ①犬同伴時、本物件以外の場所ではケージ等にいれて移動することとする。本物件内では、マナーポーチをリード（引き綱）の手持ち部分につけ、犬にはそのリードをつけるものとする。ただし、ガーデン内に関してはその限りではないが、サルヴェゲストの責において管理することとする。
- ②コパン各務原との共有部分に犬を放置しないように管理すること。
- ③犬並びに周辺環境は常に清潔に保ち、疾病の予防、ノミ・ダニ等の寄生予防並びに発生及び増殖の防止等の衛生管理及び健康管理を行うこと。また、同伴ペットの1頭にでもノミ・ダニ等の外部寄生虫の確認がされた場合、サルヴェゲストの責において自己の犬の駆虫費用を負担し、駆虫すること。
- ④植栽等の中に犬を入れないこと。植栽等の中で糞尿の排泄をさせることは厳禁とする。犬が歩行可能な個所は、指定区域内およびアスファルト舗装された指定道路に限ります。
- ⑤犬はウィルス性伝染病の予防ワクチン注射を獣医学的に適切なサイクル（一年に一回）で接種しなければならない。
- ⑥犬は狂犬病予防法第5条に定める予防接種を受けなければならない。
- ⑦前第⑤項、第⑥項およびノミ・ダニ駆除を受けた証明書を管理会社に提出することを義務とする。
- ⑧犬が建物、家具、什器、備品、植木、その他に損害を与えないようサルヴェゲストの責において管理すること。
- ⑨犬同伴時のコパン各務原敷地内への出入りは本物件北側駐車場脇の通路を利用し、ケージ等に入れて移動すること。犬同伴での、コパン各務原ホテル、スポーツクラブ、テナントなど本物件以外の建物内に入ることは厳禁とする。
- ⑩犬が本物件敷地内およびコパン各務原駐車場内等の共有部分等で万一排泄した場合は、サルヴェゲストの責において糞尿処理をするとともに、清掃器具及び消臭剤、消毒剤を使用し、衛生的な後始末を行うこと。
- ⑪地震、火災等の非常災害時には、犬を保護するとともに、犬が他のサルヴェ利用者およびコパン各務原利用者に危害をおよぼさないように充分留意すること。
- ⑫動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、県の動物愛護及び管理に関する条例、その他関係法令等に規定する飼い主の義務を遵守すること。

### 第五条（サルヴェゲストの他の利用者に対する配慮）

サルヴェゲストは、他の利用者に対し下記の事項を配慮しなければならない。

- ①犬の異常な鳴き声や糞尿等から発生する悪臭によって、他の利用者に迷惑をかけないこと。
- ②犬が人や他の動物に噛み付くなどの危害を加えないこと。
- ③廊下、階段等のコパン各務原との共有部分等では、ペットはケージ等に入れて移動することを原則とするが、本物件内はその限りではない。本物件内(ガーデン含む)においては、小型犬・中型犬はリード（引き綱）をつけた上で抱きかかえての移動は認める。大型犬はリードを短く持ち、強く自分の方に引き寄せて歩行させるものとする。
- ④本物件およびコパン各務原敷地内滞在中、ペットに対する不用意な行動による事故等の発生がないようサルヴェゲストは充分注意すること。
- ⑤苦情や問題については速やかに改善するようお互いに声を掛け合い、また自身もそのように努めること。

#### 第六条（サルヴェゲストの禁止事項）

サルヴェゲストは、下記の事項をしてはならない。

- ①管理会社指定区域以外で犬に餌・おやつ・水等を与えたり、排泄をさせてはならない。
- ②リード（引き綱）無しでの犬との同伴をしてはならない。（ただし、ガーデンは除く。）
- ③本物件内およびコパン各務原敷地内では犬の繁殖及び繁殖に携る行為を一切してはならない。
- ④本物件内およびコパン各務原敷地内では営利目的の行為を一切してはならない。
- ⑤車中に犬を残留・放置してはならない。

#### 第七条（サルヴェゲストの努力事項）

サルヴェゲストは、下記の事項に努めなければならない。

- ①共有施設や本物件周辺の環境及び衛生の保持に努めること。
- ②敷地内、敷地外及び本物件共有部分を自発的に清掃すること。

#### 第八条（損害賠償）

- ①犬が引き起こした事故による汚損・破損等発生した場合、サルヴェゲストは当該犬飼育者の責任と負担においてかかる費用の全額を負担することとし、コパンオーナーおよび管理会社はいかなる場合も責任を負わないものとする。
- ②本物件利用前、利用当日および利用後の怪我や病気、死亡などに関して、コパンオーナーおよび管理会社は一切の責任を負わないものとする。
- ④犬による第三者への損害や損失が発生した場合、サルヴェゲストの費用と責においてこれを解決し、コパンオーナーおよび管理会社はサルヴェゲストと第三者の紛争処理に一切関与いたしません。  
なお、当該第三者がコパンオーナーおよび管理会社に対して損害や損失の賠償請求をした場合、当該請求によりコパンオーナーおよび管理会社が支出した全ての損害、損失、費用について当該サルヴェゲストの負担でコパンオーナーおよび管理会社に対し補償することとする。

#### 第九条（盲導犬等に対する配慮）

サルヴェゲスト等が、盲導犬、聴導犬、介護犬、介助犬等（以下「身体障害者補助犬等」という。）を必要とする場合においては、その必要性に充分配慮するものとする。

- ①身体障害者補助犬等利用者は、本細則の部分的な適用除外を管理会社との協議により決定できるものとする。
- ②身体障害者補助犬利用者及び他の利用者は身体障害者補助犬法を遵守するものとする。

#### 第十条（サルヴェゲストに対する指導、禁止等）

- ①サルヴェゲストが本細則に違反したり、他の利用者に迷惑や危険をおよぼしたり、事故等を引き起こした場合は当該サルヴェゲストの責任として管理会社が審議し、当該サルヴェゲストに指導し、速やかに解決を図ることとする。
- ②管理会社の指導にもかかわらず、当該事象が解決されない場合は、管理会社は当該サルヴェゲストに対しその犬同伴での滞在を禁止することができる。
- ③本条第1項、第2項に関する事項で問題の解決が図れない場合の訴訟については、管理会社所在地を管轄する裁判所を専属的管轄裁判所とする。

#### 第十一条（細則外事項）

本細則に定めなき事項に関しては、サルヴェゲストと管理会社との紳士的な協議の上決定し、本細則に補足していくものとする。

#### 附則

第一条（チャペル ザ シアター・サルヴェペット同伴細則の発行）

本細則は、チャペル ザ シアター・サルヴェ管理規約発行日から施行する。

#### 以上

上記内容を理解し、遵守する事を約束いたします。

平成 年 月 日

印